

令和 6 年度			
令和 年 月 日提出	履行期間	契約締結日から 令和6年10月11日 限り	
設 計 書			
委 託 名	東野口径 50mm から 200mm 配水管布設替工事に伴う設計業務委託		
履 行 場 所	瀬谷区東野 130 番地先から二ツ橋 489 番地 7 地先まで		
委 託 概 要	別紙のとおり		
委 託 理 由	別紙のとおり		

委託概要	配水管布設替詳細設計	
	新設管 (開削)	Φ 50 mm 384 m
	新設管 (開削)	Φ 100 mm 27 m
	新設管 (開削)	Φ 150 mm 434 m
	新設管 (開削)	Φ 200 mm 604 m
	撤去管 (開削)	Φ 50 mm 384 m
	撤去管 (開削)	Φ 100 mm 27 m
	撤去管 (開削)	Φ 150 mm 434 m
	撤去管 (開削)	Φ 200 mm 604 m
	給水管取付替 (開削)	一式

委託理由	<p>この委託は、東野口径50mmから200mm配水管布設替工事の 詳細設計を業務委託するものです。</p>
------	--

業務委託料	¥6,523,000
内訳 業務価格	¥5,930,000
消費税及び地方消費税相当額	¥593,000

適用年版	令和6年3月1日基準
適用工種	
調整区分	

本 委 託 内 訳 書

費目	工種	種別	細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘要
直接原価								
直接人件費				式				第 0001 号 内訳書
					1		2,360,199	
直接経費				式				第 0002 号 内訳書
					1		227,000	
直接原価計				式				
					1		2,587,199	
間接原価								
その他原価				式				
					1		1,270,967	
間接原価計				式				
					1		1,270,967	
業務原価				式				
					1		3,858,166	
一般管理費等				式				
					1		2,071,834	
業務価格				式				
					1		5,930,000	
消費税相当額								
消費税相当額				式				
					1		593,000	
計								
							593,000	
業務委託料				式				
					1		6,523,000	

第 0001 号 直接人件費

内訳書

1式 当り

昼夜区分：昼 間

適用年版 R0603

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計協議	S0001				
		業務	1	556,200	556,200
現地調査	S0002				
		式	1	535,809	535,809
図面作成	S0003				
		式	1	491,840	491,840
数量計算	S0004				
		式	1	562,013	562,013
審査	S0005				
		式	1	214,337	214,337
合 計				2,360,199	

第 0002 号 直接経費

内訳書

1式 当り

昼夜区分：昼 間

適用年版 R0603

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
電子成果品作成費					
		式	1	227,000	227,000
合 計					
				227,000	

共 S0001 号 設計協議

単価表 1 業務 当り

昼夜区分：昼 間

適用年版 R0603

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師 R0402	人	2	64,800	129,600	
技師 (A) R0403	人	5	57,000	285,000	
技師 (B) R0404	人	3	47,200	141,600	
合 計				556,200	
		1	当り	556,200	円/業務

共 S0002 号 現地調査

単価表 1 式 当り

昼夜区分：昼 間

適用年版 R0603

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師 R0402	人	0.781	64,800	50,608	
技師 (A) R0403	人	1.756	57,000	100,092	
技師 (B) R0404	人	3.317	47,200	156,562	
技師 (C) R0405	人	3.220	38,400	123,648	
技術員 R0406	人	3.122	33,600	104,899	
合 計				535,809	
		1	当り	535,809	円/式

共 S0003 号 図面作成

単価表 1式 当り

昼夜区分：昼 間

適用年版 R0603

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
R0402 主任技師	人	0. 683	64, 800	44, 258	
R0403 技師 (A)	人	1. 464	57, 000	83, 448	
R0404 技師 (B)	人	3. 220	47, 200	151, 984	
R0405 技師 (C)	人	3. 220	38, 400	123, 648	
R0406 技術員	人	2. 634	33, 600	88, 502	
合 計				491, 840	
		1	当り	491, 840	円/式

共 S0004 号 数量計算

単価表 1式 当り

昼夜区分：昼 間

適用年版 R0603

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
R0402 主任技師	人	0. 683	64, 800	44, 258	
R0403 技師 (A)	人	1. 854	57, 000	105, 678	
R0404 技師 (B)	人	3. 512	47, 200	165, 766	
R0405 技師 (C)	人	3. 512	38, 400	134, 860	
R0406 技術員	人	3. 317	33, 600	111, 451	
合 計				562, 013	
		1	当り	562, 013	円/式

共 S0005 号 審査

単価表 1式 当り

昼夜区分：昼 間

適用年版 R0603

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師 R0402	人	0. 488	64, 800	31, 622	
技師 (A) R0403	人	1. 073	57, 000	61, 161	
技師 (B) R0404	人	1. 464	47, 200	69, 100	
技師 (C) R0405	人	1. 366	38, 400	52, 454	
合 計				214, 337	
		1	当り	214, 337	円/式

設計業務委託仕様書

横浜市水道局北部方面工事課

1 委託業務名： 令和6年度 決第333号
東野口径50mmから200mm
配水管布設替工事に伴う設計業務委託

2 履行場所： 瀬谷区東野130番地先から
二ツ橋489番地7地先まで

3 履行期間： 契約締結から 令和6年10月11日まで

この業務委託は、「土木設計業務共通仕様書（横浜市水道局）」及び次の仕様書による。

- (1) 東野口径50mmから200mm配水管布設替工事に
伴う設計業務委託特記仕様書
- (2) 個人情報取扱特記事項

土木設計業務共通仕様書（横浜市水道局）及び様式集については、横浜市ホームページに掲載しています。

**東野口径50mmから200mm
配水管布設替工事に伴う設計業務委託
特記仕様書**

第1章 総則

1 業務の目的

この業務委託は、「東野口径50mmから200mm配水管布設替工事」を実施するための設計業務を行うことを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務内容

布設替詳細設計 1式

新設 (開削)	ϕ 50mm	L=約 384m
新設 (開削)	ϕ 100mm	L=約 27m
新設 (開削)	ϕ 150mm	L=約 434m
新設 (開削)	ϕ 200mm	L=約 604m
撤去 (開削)	ϕ 50mm	L=約 384m
撤去 (開削)	ϕ 100mm	L=約 27m
撤去 (開削)	ϕ 150mm	L=約 434m
撤去 (開削)	ϕ 200mm	L=約 604m

3 法令等の遵守及び秘密の保持等

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、常にコンサルタントとして中立性を保持するよう努めなければならない。

4 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたっては、設計・測量等委託契約約款及び土木設計業務共通仕様書に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 委託設計実施工程項目及びチェックフロー図
- (2) 委託月報
- (3) 照査報告書

5 管理技術者及び照査技術者

- (1) 受託者は、管理技術者（現場責任者）及び照査技術者をもって業務を行う。
- (2) 管理技術者（現場責任者）は、業務の全般にわたり、技術的管理を行わなければならない。
- (3) 照査に伴う照査技術者は、管理技術者と同等の能力と経験を有する技術者とする。

6 担当技術者

担当技術者は、小口径（口径 300mm 以下）配水管布設替工事に伴う設計業務を実施するため、以下のいずれかの資格要件に該当するものであること。

- ア 横浜市水道局発注による小口径（口径 300mm 以下）配水管布設替工事に伴う設計業務委託の業務に携わった経験を有する。
- イ 日本水道協会が主催する「配管設計講習会」の講習修了者。
- ウ 民間企業等が主催する、上記「配管設計講習会」と同等以上の講習を修了した者。

7 審査

- (1) 受託者は、業務を履行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、監督員と打合わせた業務内容に基づき作成した資料について審査を実施し、設計図書に誤りが生じないよう努めなければならない。

(2) 審査事項

- ア 設計条件の確認
- イ 各種検討資料及びその内容
- ウ 設計条件及び各種検討資料と設計図の整合
- エ 各種計算書の内容（検算等による精査含む）
- オ 各種計算書と設計図の整合

8 照査

- (1) 受託者は、「委託設計実施工程項目及びチェックフロー図」の各項目の社内照査日までに、監督員と打合わせた業務内容に基づき作成した資料の素案を監督員へ提示し、作成内容について確認を受け、訂正を求められた箇所はただちに訂正しなければならない。
- (2) 受託者は、(1) で作成した資料の社内照査完了後、監督員へ資料を提出し確認を受けなければならない。また、提出後の資料について訂正を求められた箇所はただちに訂正しなければならない。
- (3) 受託者は、履行期限の 1 か月前にすべての照査を完了し、その後照査報告書を提出しなければならない。
- (4) 照査事項

7 審査 — (2) 審査事項 に同じ。

9 疑義の解釈

本仕様書に定める事項、また委託業務上の疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は発注者、受託者協議の上これらの解決に当らなければならない。

第2章 委託業務一般

1 打合せ協議

- (1) 業務の実施に当たって、監督員と密接な連絡を取りその連絡事項をそのつど記録し、打合せの際相互に確認しなければならない。
- (2) 土木設計業務共通仕様書第104条に定める業務着手時および業務の主要な区切りにおいて、監督員と打合せを行うものとしその結果を記録し相互に確認しなければならない。
- (3) 打合せ協議は、着手時1回、中間3回、最終1回の計5回以上行うものとする。
- (4) 着手時の打合せ協議において「委託設計実施工工程項目及びチェックフロー図」の各項目の工程（日付）及び業務内容を相互に確認し、調整を行う。
- (5) 最終打合せ協議は、設計図書（計算書・図面・検討書等）の照査終了後、委託業務計画書に明記された日程において、照査の完了確認及び、成果品のとりまとめについて調整を行う。

2 委託業務基準

- (1) 水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- (2) 水道施設設計指針・解説（日本水道協会）
- (3) 土木学会制定各種指針・基準
- (4) 道路橋示方書・同解説V 耐震設計編（日本道路協会）
- (5) その他遵守しなければならない法規・基準資料等

3 委託業務の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

4 参考文献の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名、ページを明記しなければならない。

第3章 委託業務詳細

1 委託業務計画書の作成

- (1) 受託者は業務の実施にあたり、土木設計業務共通仕様書第112条に定める通り委託業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (2) 委託業務計画書の業務工程には、「委託設計実施工程項目及びチェックフロー図」の各項目の工程（日付）が確認できるように、監督員と調整した各打合せ協議日、照査日、成果品の審査期間、成果品の提出日を明記し、着手時の打合せ協議時に日程の確認を行うものとする。

2 業務中資料の作成及び提出

- (1) 受託者は『委託設計実施工程項目及びチェックフロー図』の各項目の業務進捗状況を記録した『委託月報』を作成し、7日（休日等含む）以内に提出しなければならない。
- (2) 受託者は『設計・測量等委託業務打合せ簿』を速やかに作成し、提出しなければならない。
- (3) 受託者は最終打合せ協議時に、『照査報告書』を提出しなければならない。

3 調査資料の作成

受託者は、下記調査項目について調査結果を整理して資料を作成する。

- (1) 設計路線調査（現地調査結果、在来管調査結果等）
- (2) 地下埋設物及び支障物件（電柱・架空線等）の調査
- (3) その他（公団、土地所有者等）

4 現地調査

受託者は、設計路線の踏査、業務上必要な地下埋設物及び支障物件（電柱・架空線等）の具体的調査、在来管等の調査、渉外折衝の立会いを行う。この外業業務は安全に十分注意しなければならない。

本調査に関して、付近の住民等から問い合わせ苦情等があった場合は速やかに委託者に連絡し協議のうえ、これらに対処しなければならない。

5 検討資料の作成

設計図、数量計算書等の作成に必要な検討項目について諸条件等を整理して作成する。

- (1) 配管検討資料
- (2) 占用位置検討資料
- (3) その他必要とする資料（協議資料、打合せ結果等）

6 設計図書の作成

(1) 設計図

案内図・平面図・断面図・配管図・その他必要とする図

(2) 積算資料等

積算に必要な諸条件、見積書等

(3) 数量計算書

土量、給水取付替え、材料、舗装、工期及びその他積算に必要とする数量

7 成果品作成

(1) 特記仕様書第3章 第1項から第6項までの業務内容及び照査報告書をとりまとめ、成果品として提出する。

(2) 成果品の確認

ア 受託者は、成果品の提出日までに成果品の素案を監督員へ提示し、内容の確認を受けなければならない。また、素案の提示日は、成果品の提出日までに内容確認及び訂正が完了するように監督員と調整しなければならない。

イ 受託者は、成果品を履行期間中に委託者へ提出し、履行の全部が完了したことの確認を受けなければならない。

ウ 受託者は成果品の訂正を求められた箇所はただちに訂正しなければならない。

エ 成果品の確認及び訂正の終了後、設計・測量等委託契約約款第30条及び土木設計業務共通仕様書第119条に定める完了検査を行うものとする。

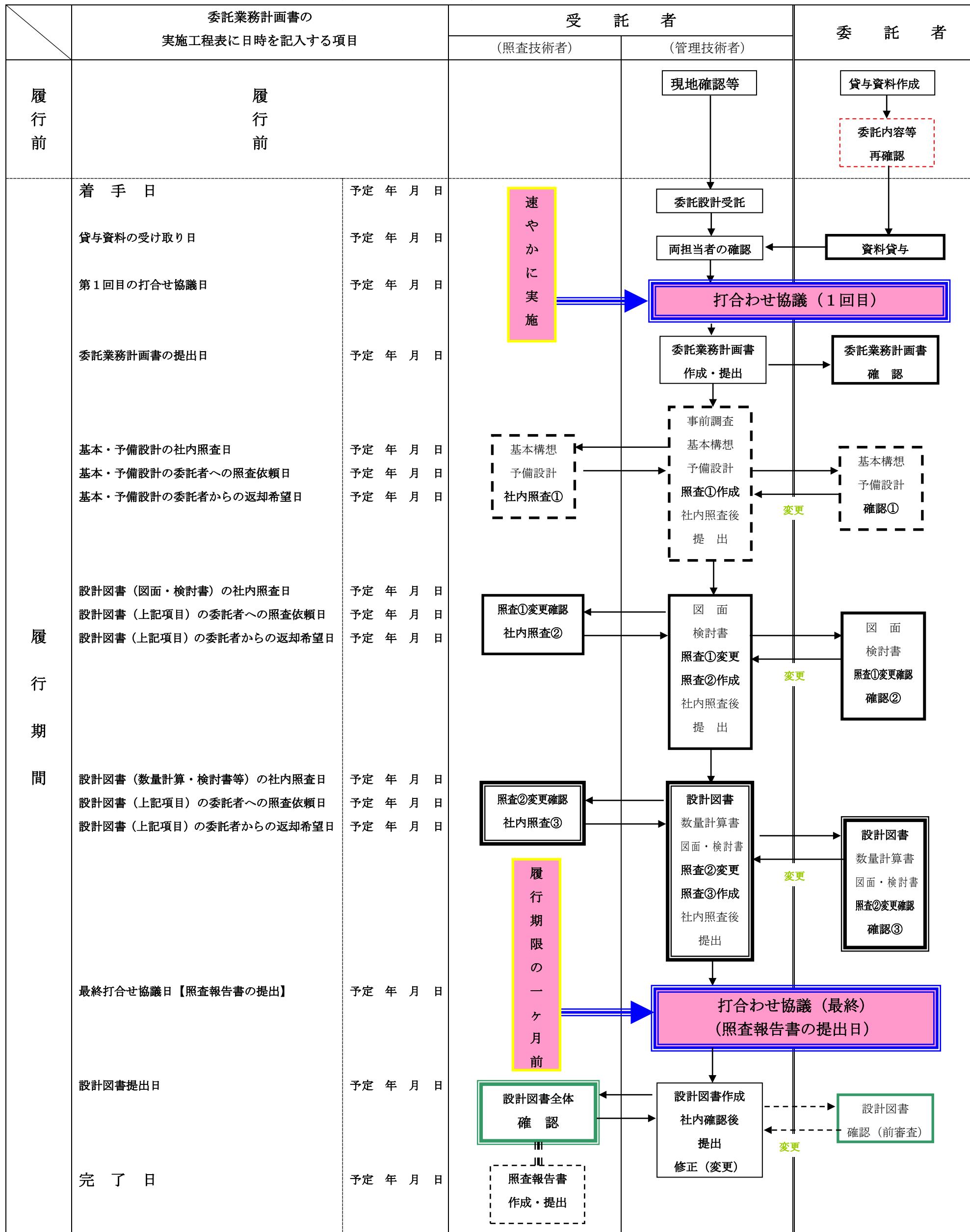
オ 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の「瑕疵」が発見された場合は、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

(3) 成果品は1部提出すること。

(4) 業務の成果品を電子媒体（CD-R等）で2部提出すること。

委託設計実施工工程項目及びチェックフロー図（受託者及び委託者）

図-1



※ 委託設計チェックフロー図は基本形であり、開削工事（小口径推進）等の場合は①②③照査の同時進行等があります。

委 託 月 報

委託名：

年 月 日		
総括監督員 (課 長)	主任監督員 (係 長)	担当監督員 (担当者)

受託者
現場責任者

出来高量は主要業務内容を記入。 No.

個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「委託者」という。）がこの特記事項が付帯する契約（以下「この契約」という。）において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理）

第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
- 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全管理対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により委託者に報告しなければならない。
- 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出した場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

（従事者の監督）

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

（禁止事項）

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 本件事務を処理する目的以外での利用
- 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報が記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書（第2号様式）を委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

(第1号様式)

安全管理措置報告書

調査項目	内容											
1 業者名	<input type="checkbox"/> 横浜市競争入札有資格者 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 横浜市出資法人 (条例第 条)											
2 業務の作業担当部署名												
3 業務の現場責任者役職名												
4 業務の個人情報取扱者の人数												
5 個人情報保護関連資格等	<input type="checkbox"/> Pマーク <input type="checkbox"/> I S M S <input type="checkbox"/> その他の資格 () <input type="checkbox"/> 個人情報関係の損害保険に加入											
6 個人情報保護に関する社内規程等	<input type="checkbox"/> 個人情報の使用、保存、廃棄等に関する管理規程 <input type="checkbox"/> 個人情報漏えい・紛失・滅失・盗難等事故時の対応規程・マニュアル等 <input type="checkbox"/> 個人情報保護について従業員との雇用契約や誓約書等に明記 <input type="checkbox"/> その他の規程 () <input type="checkbox"/> 規程なし											
7 個人情報保護に関する研修・教育	<input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する研修・教育を実施 (年_回／従業員1人につき) <input type="checkbox"/> その他 ()											
8 個人情報保護に関する点検・検査・監査の方法等												
9 漏えい等の事案の対応規程・マニュアル等の内容	<table border="1"><tr><td>(1) 対応規程・マニュアル等がある場合</td><td>名称</td><td></td></tr><tr><td></td><td>内容</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> <table border="1"><tr><td>(2) 対応規程・マニュアル等がない場合</td><td>(漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、なるべく具体的に記載していくください。)</td></tr></table>	(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名称			内容					(2) 対応規程・マニュアル等がない場合	(漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、なるべく具体的に記載していくください。)
(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名称											
	内容											
(2) 対応規程・マニュアル等がない場合	(漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、なるべく具体的に記載していくください。)											

10 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制

※ 作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者が、実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者所有の電子計算機を使用する場合には、(2)電磁媒体の項目、(4)及び(5)を記入してください。

(1) 作業施設の入退室管理	<p>作業期間中の入室可能人数</p> <p><input type="checkbox"/>上記4の作業者のみ <input type="checkbox"/>作業者以外の入室可 (<input type="checkbox"/>上記外 ___名 <input type="checkbox"/>その他)</p> <p>入退室者名及び時刻の記録</p> <p><input type="checkbox"/>なし (施錠のみ、身分証提示のみ等) <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>用紙記入 <input type="checkbox"/>ICカード等によりID等をシステムに記録 <input type="checkbox"/>カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録 <input type="checkbox"/>その他 () <input type="checkbox"/>その他 ()</p>
(2) 個人情報の保管場所	<p>紙媒体 <input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>
	<p>電磁媒体 <input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>
(3) 作業施設の防災体制	<p><input type="checkbox"/>常時監視 <input type="checkbox"/>巡回監視 <input type="checkbox"/>耐火構造 <input type="checkbox"/>免震・制震構造 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>
(4) 個人情報の運搬方法	<p>紙媒体</p>
	<p>電磁媒体</p>
(5) 個人情報の廃棄方法	<p>紙媒体</p>
	<p>電磁媒体</p>
(6) 施設外で作業を行う場合の個人情報保護対策 (行う場合のみ記入)	

11 電算処理における個人情報保護対策

※紙媒体しか取り扱わない業務を行う場合は記入不要です。

(1) 作業を行う機器	<input type="checkbox"/> 限定している（ノート型 ____台、デスクトップ型 ____台） <input type="checkbox"/> 限定していない
(2) 外部との接続	<input type="checkbox"/> 作業機器は外部との接続をしていない <input type="checkbox"/> 作業機器は外部と接続している 接続方法： <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 専用回線 <input type="checkbox"/> その他（ ） 通信の暗号化： <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
(3) アクセス制限	<input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしている IDの設定方法（ ） パスワードの付け方（ ） <input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしていない
(4) 不正アクセスを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要： ） <input type="checkbox"/> なし
(5) マルウェアを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要： ） <input type="checkbox"/> なし
(6) ソフトウェアの更新	<input type="checkbox"/> 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている <input type="checkbox"/> 上記以外（ ）
(7) アクセスログ	<input type="checkbox"/> アクセスログをとっている（ 年保存） <input type="checkbox"/> アクセスログをとっていない
(8) 停電時のデータ消去防止対策	<input type="checkbox"/> 無停電電源装置 <input type="checkbox"/> 電源の二重化 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> なし
(9) その他の対策	
12 外国における個人情報の取扱いの有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上での個人情報の取扱いはない <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されており、外国のサーバ上で個人情報を取り扱っている <input type="checkbox"/> なし ※「あり」の場合は、以下も記入してください。
(1) 個人情報の取扱いがある外国の名称	
(2) 当該外国における個人情報の制度・保護措置等	

年 月 日

(提出先)

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書・誓約書

個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用される同条第1項に定める措置の一環として、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙（全　　枚）のとおり報告いたします。

個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

(別紙)

研修実施明細書

本件業務の委託に当たり、受託者として従事者に実施した個人情報保護に係る研修の明細は、次のとおりです。

(A 4)

案 内 図

$$S = 1/5 \ 0 \ 0 \ 0$$

上瀨谷

2 - 9

下川井

3 —

4

1

1

1

1

履行場所

瀬谷区東野130番地先から
二ツ橋町489番地7地先まで

下川井

3 - 9

東希望が丘

3 - 10

メッシュ情報

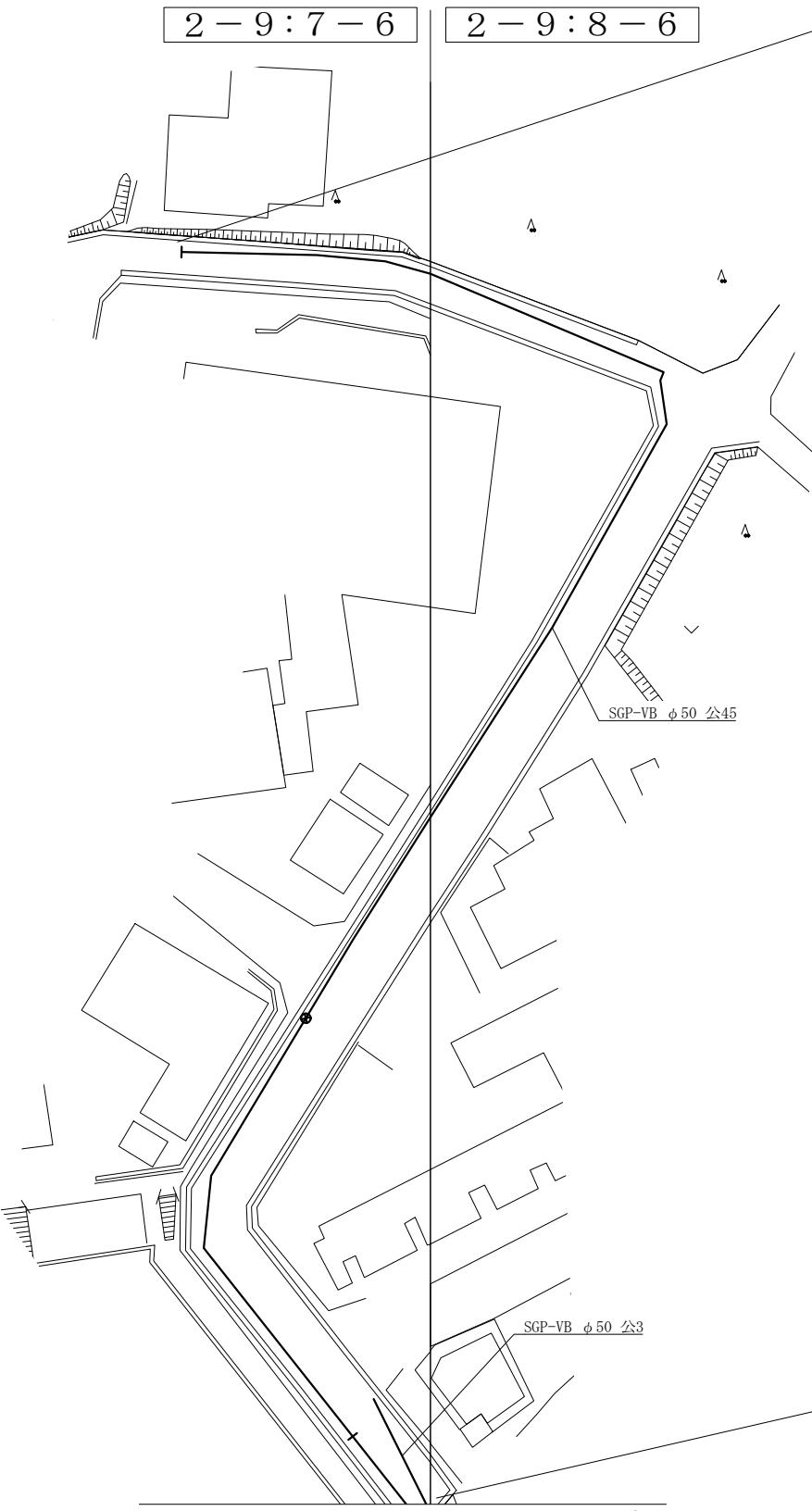
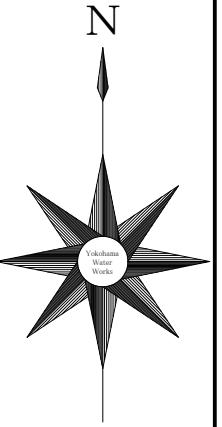
索引座標 (X・Y)	2-9:7-6, 8-6 2-10:7-1, 7-2, 8-1, 8-2
名称及び名称コード	上瀬谷 69 瀬谷 81
地理院座標図画コード	I X-L D 9 2-1 I X-L D 9 2-3

※この画面は工事目的以外に使用したり複写しないこと

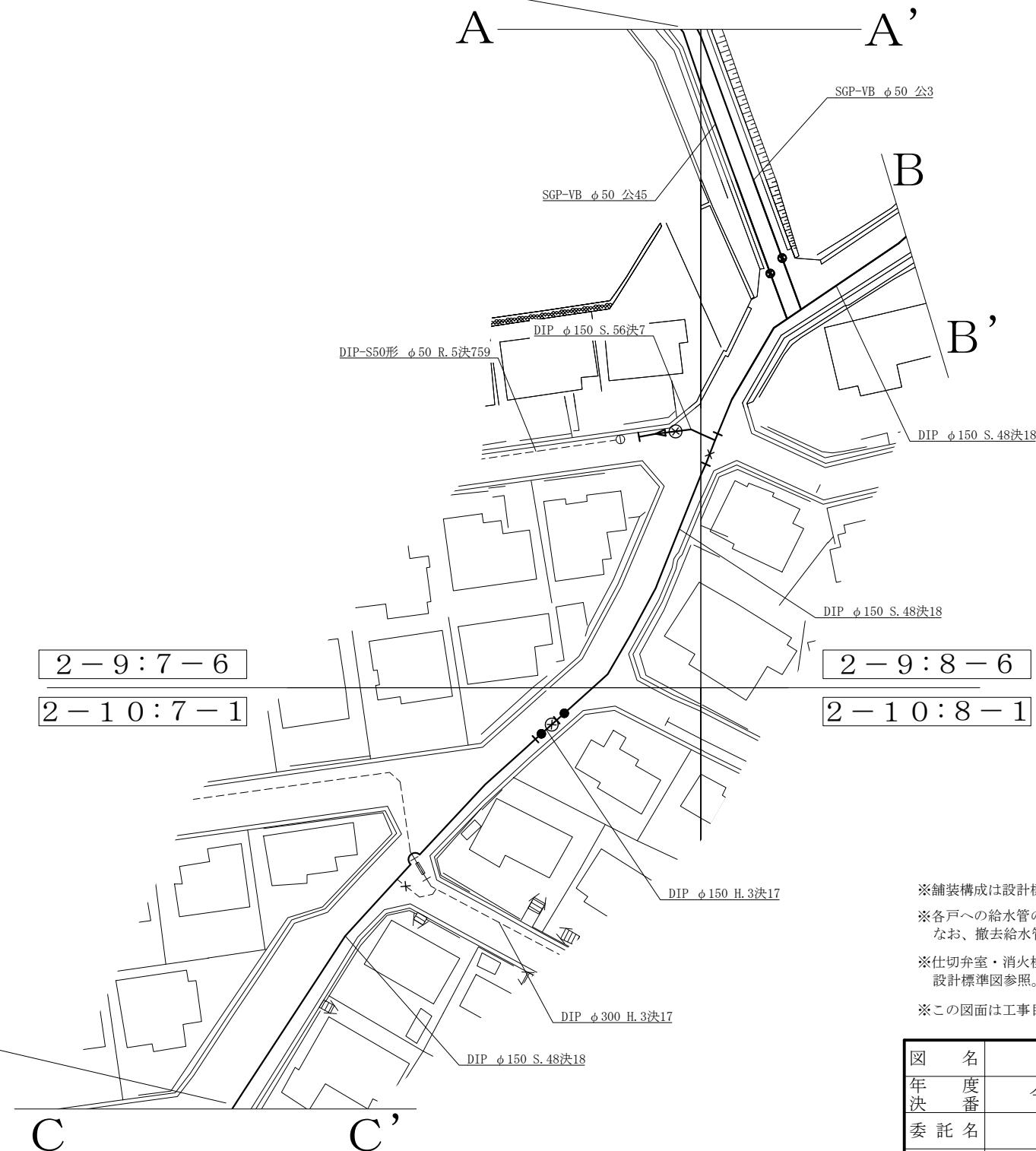
図名	案内図		
年度番	令和6年度 決第333号		
委託名	東野口径50mmから200mm 配水管布設替工事に伴う設計業務委託		
履行場所	瀬谷区東野130番地先から 二ツ橋489番地7地先まで		
縮尺	1/5000	図番	1/6
横浜市水道局			

平面図(1)

S = F r e e



履行範囲



凡例

名称	記号
新設配水管	—
既設配水管	- - -
撤去配水管	~~~~~
仕切弁	—×—
ソフトシール仕切弁	—▣—
消火栓	●
小型消火栓	○
洗浄栓	□
新設引込管	— —
不断水切替弁	—●—

※舗装構成は設計標準図参照。

※各戸への給水管の連絡位置は参考とする。

なお、撤去給水管(土工なし)については布設延長と同じとする。

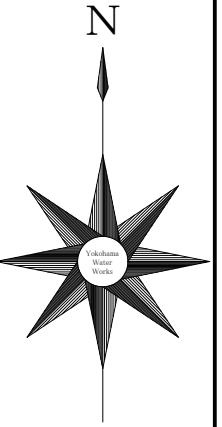
※仕切弁室・消火栓室設置及び既設管連絡等については設計標準図参照。

※この図面は工事目的以外に使用したり複写しないこと。

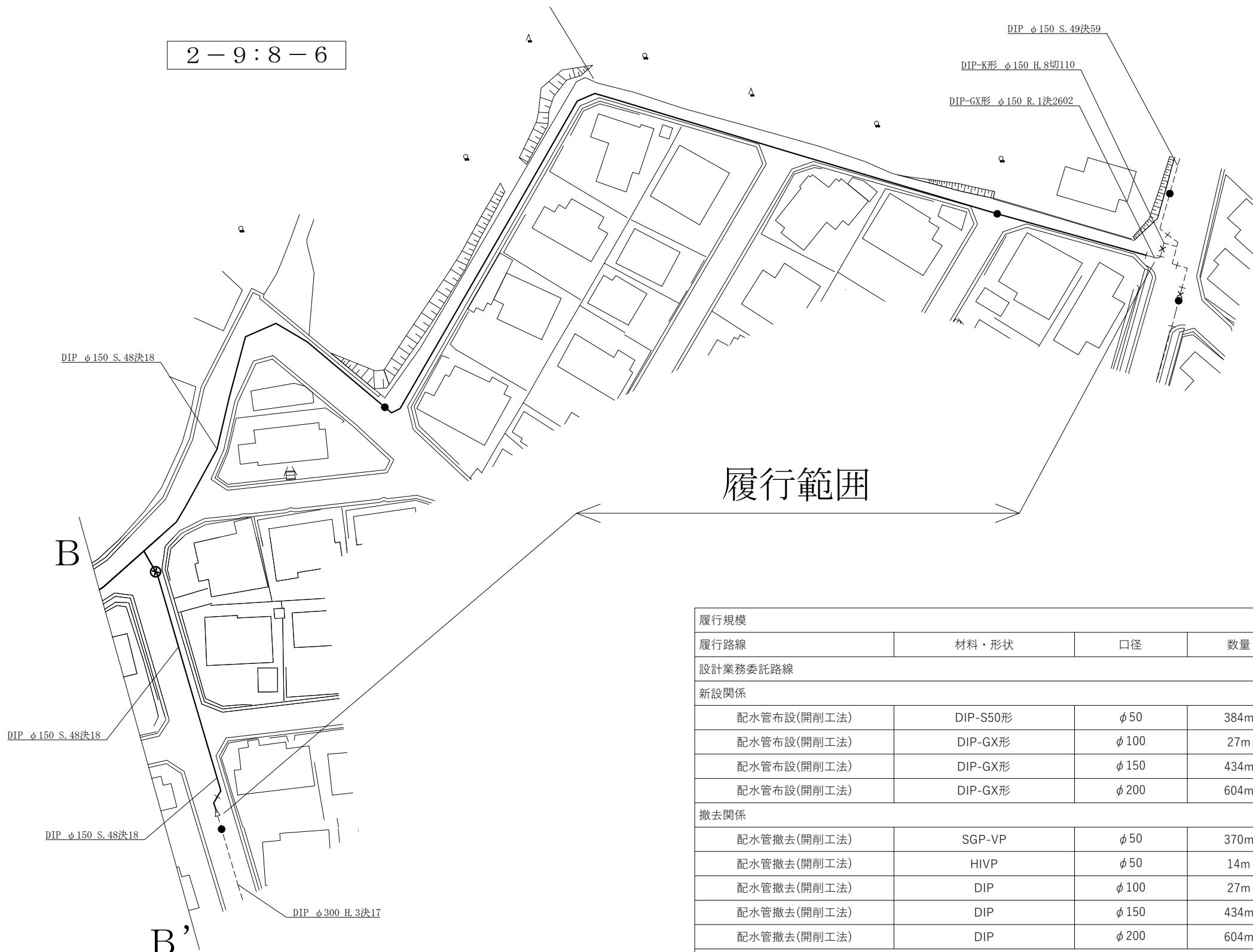
図名	平面図(1)		
年度 決 番	令和6年度 決第333号		
委託名	東野口径50mmから200mm 配水管布設替工事に伴う設計業務委託		
履行場所	瀬谷区東野130番地先から 二ツ橋489番地7地先まで		
縮尺	F r e e	図番	2/6
横浜市水道局			

平面図 (2)

S = F r e e



2-9:8-6



凡例

名称	記号
新設配水管	—
既設配水管	- - - -
撤去配水管	~~~~~
仕切弁	—×—
ソフトシール仕切弁	—▣—
消火栓	●
小型消火栓	●○
洗浄栓	□
新設引込管	— —
不断水切替弁	—●—

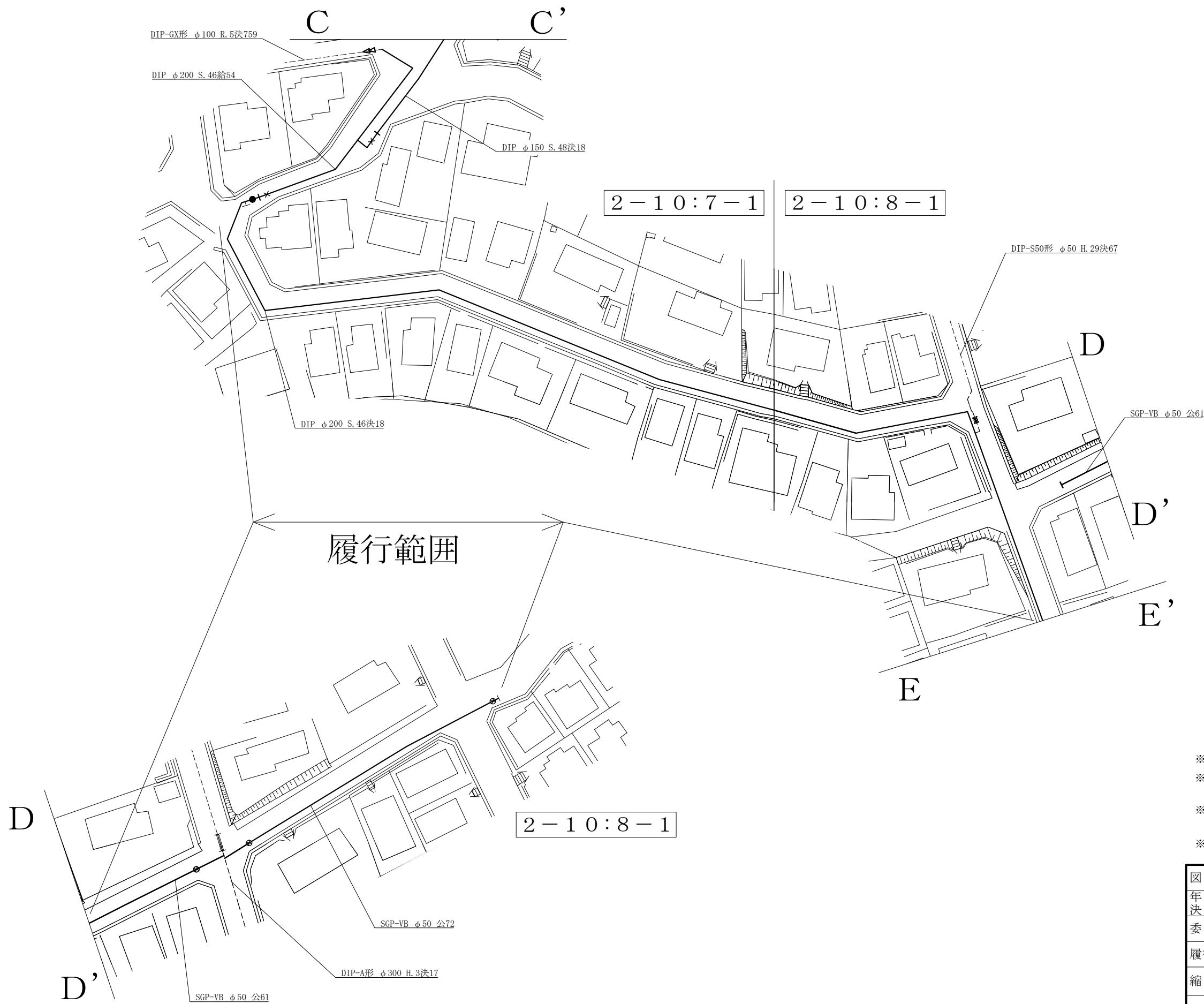
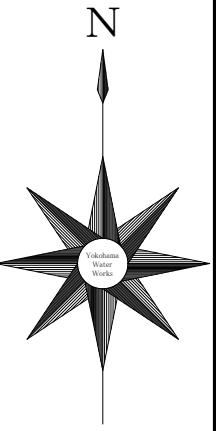
履行規模			
履行路線	材料・形状	口径	数量
設計業務委託路線			
新設関係			
配水管布設(開削工法)	DIP-S50形	φ50	384m
配水管布設(開削工法)	DIP-GX形	φ100	27m
配水管布設(開削工法)	DIP-GX形	φ150	434m
配水管布設(開削工法)	DIP-GX形	φ200	604m
撤去関係			
配水管撤去(開削工法)	SGP-VP	φ50	370m
配水管撤去(開削工法)	HIVP	φ50	14m
配水管撤去(開削工法)	DIP	φ100	27m
配水管撤去(開削工法)	DIP	φ150	434m
配水管撤去(開削工法)	DIP	φ200	604m
履行条件			
設計業務委託路線			
履行種別	普通開削工法		

図名	平面図 (2)		
年度 決 番	令和6年度 決第333号		
委託名	東野口径50mmから200mm 配水管布設替工事に伴う設計業務委託		
履行場所	瀬谷区東野130番地先から 二ツ橋489番地7地先まで		
縮尺	F r e e	図番	3 / 6
横浜市水道局			

※舗装構成は設計標準図参照。
※各戸への給水管の連絡位置は参考とする。 なお、撤去給水管(土工なし)については布設延長と同じとする。
※仕切弁室・消火栓室設置及び既設管連絡等については 設計標準図参照。
※この図面は工事目的以外に使用したり複写しないこと。
図名 平面図 (2) 年度 決第333号 委託名 東野口径50mmから200mm 配水管布設替工事に伴う設計業務委託 履行場所 瀬谷区東野130番地先から 二ツ橋489番地7地先まで 縮尺 F r e e 図番 3 / 6 横浜市水道局

平面図 (3)

S = F r e e



凡例

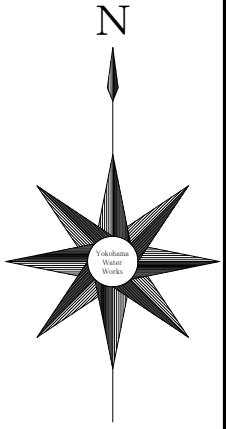
名称	記号
新設配水管	—
既設配水管	- - - -
撤去配水管	~~~~~
仕切弁	—×—
ソフトシール仕切弁	—▣—
消火栓	●
小型消火栓	○
洗浄栓	□
新設引込管	— —
不断水切替弁	—●—

※舗装構成は設計標準図参照。
 ※各戸への給水管の連絡位置は参考とする。
 なお、撤去給水管(土工なし)については布設延長と同じとする。
 ※仕切弁室・消火栓室設置及び既設管連絡等については
 設計標準図参照。
 ※この図面は工事目的以外に使用したり複写しないこと。

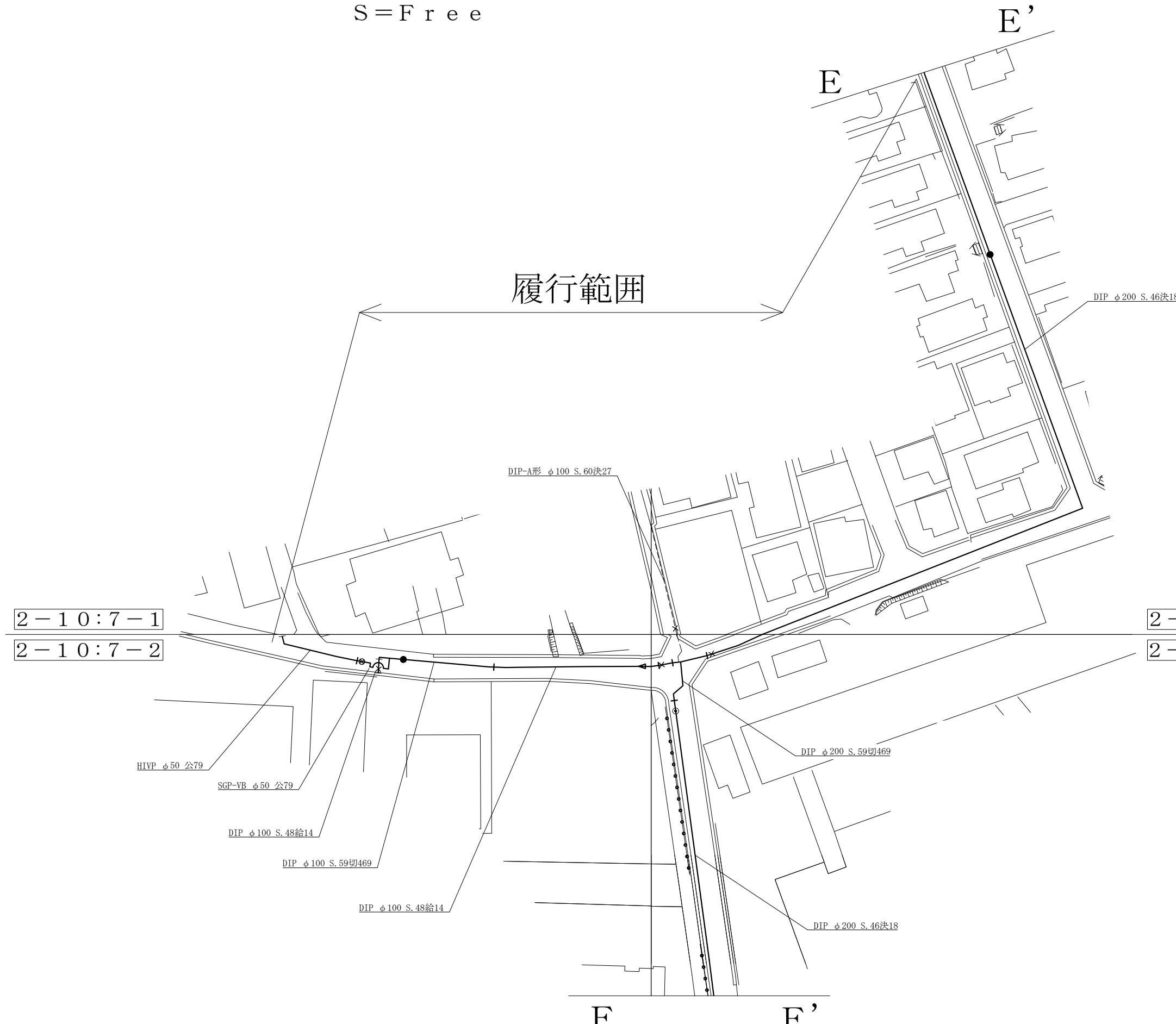
図名	平面図 (3)		
年 度 決 番	令和6年度 決第333号		
委 託 名	東野口径50mmから200mm 配水管布設替工事に伴う設計業務委託		
履 行 場 所	瀬谷区東野130番地先から 二ツ橋489番地7地先まで		
縮 尺	F r e e	図 番	4 / 6
横浜市水道局			

平面図 (4)

S = F r e e



履行範囲



凡例

名称	記号
新設配水管	—
既設配水管	- - - -
撤去配水管	~~~~~
仕切弁	—×—
ソフトシール仕切弁	—▣—
消火栓	●
小型消火栓	●○
洗浄栓	□
新設引込管	— —
不断水切替弁	—●—

※舗装構成は設計標準図参照。

※各戸への給水管の連絡位置は参考とする。

なお、撤去給水管(土工なし)については布設延長と同じとする。

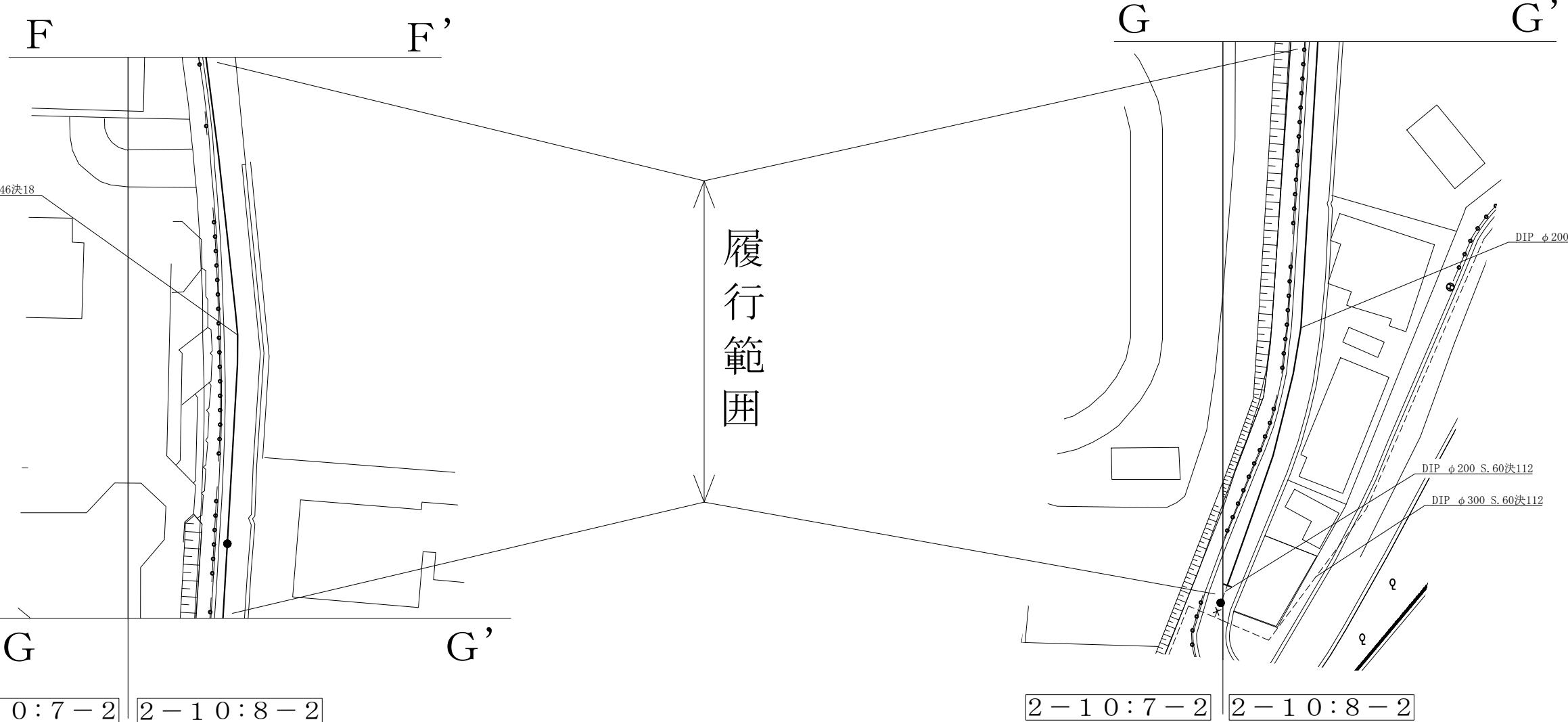
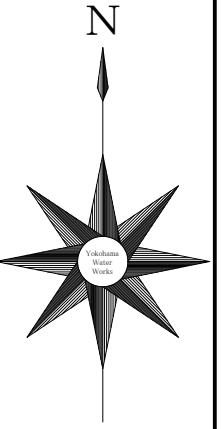
※仕切弁室・消火栓室設置及び既設管連絡等については設計標準図参照。

※この図面は工事目的以外に使用したり複写しないこと。

図名	平面図 (4)		
年度 決 番	令和6年度 決第333号		
委託名	東野口径50mmから200mm 配水管布設替工事に伴う設計業務委託		
履行場所	瀬谷区東野130番地先から 二ツ橋489番地7地先まで		
縮尺	F r e e	図番	5/6
横浜市水道局			

平面図 (5)

S = F r e e



凡例

名称	記号
新設配水管	—
既設配水管	- - - -
撤去配水管	~~~~~
仕切弁	—×—
ソフトシール仕切弁	—▣—
消火栓	●
小型消火栓	●○
洗浄栓	□
新設引込管	— —
不断水切替弁	—○—

※舗装構成は設計標準図参照。

※各戸への給水管の連絡位置は参考とする。
なお、撤去給水管(土工なし)については布設延長と同じとする。

※仕切弁室・消火栓室設置及び既設管連絡等については
設計標準図参照。

※この図面は工事目的以外に使用したり複写しないこと。

図名	平面図 (5)		
年 度 決 番	令和6年度 決第333号		
委 託 名	東野口径50mmから200mm 配水管布設替工事に伴う設計業務委託		
履 行 場 所	瀬谷区東野130番地先から 二ツ橋489番地7地先まで		
縮 尺	F r e e	図番	6 / 6
横浜市水道局			